

公立病院改革プランの概要

団 体 名		香川県					
プ ラ ン の 名 称		県立病院中期経営目標 県立病院中期実施計画					
策 定 日		平成 19年 12月 14日 (経営目標)	平成 20年 3月 19日 (実施計画)				
対 象 期 間		平成 19年度 ～				平成 23年度	
病 院 の 現 状	病 院 名	香川県立丸亀病院					
	所 在 地	丸亀市土器町東九丁目291番地					
	病 床 数	321床(精神321)					
	診 療 科 目	内科、心療内科、精神科、神経科、リハビリテーション科、歯科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付【添付省略】		精神医療の専門家等からなる検討委員会において、あり方を抜本的に検討し、この検討結果を踏まえ、急性期医療への取組みを深めるなど、県立病院として担うべき精神医療の明確化を行い、県の精神医療の基幹病院としての役割を担う。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付【添付省略】		収益的収支の負担金については、地方公営企業法に基づく繰り出し基準を原則としているが、平成19年度からの3年間は、24億円に固定化している。また、22年度以降の負担金については、新たな医療ニーズへの対応、経営状況等を踏まえ、見直しを行う予定である。 収益的収支の補助金については、地方公営企業法の規定に基づく負担金のみにとどめることを目指す。					
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	95.3	101.5	106.6	101.7	105.0	単位:%
	職員給与費比率 (退職給与金除く)	99.8	92.5	84.9	89.6	87.4	単位:%
	職員給与費比率	114.2	101.5	90.7	97.5	95.2	単位:%
	病床利用率	83.8	81.1	97.5	89.1	95.0	単位:%
	入院単価	12,812	13,101	13,601	13,526	13,681	単位:円
	延入院患者数	98,421	95,000	95,000	86,870	76,650	単位:人
	外来単価	9,008	8,918	8,918	8,918	8,918	単位:円
	延外来患者数	32,341	36,936	39,582	39,919	40,367	単位:人
	平均在院日数	352.8	258.3	250.2	206.6	197.0	単位:日
	医業収支比率	64.3	68.9	75.6	70.5	70.8	単位:%
	材料費対医業収益比率	16.7	17.0	16.3	16.6	17.1	単位:%
	薬品費対医業収益比率	11.8	12.2	11.7	12.1	12.6	単位:%
上記目標数値設定の考え方		任意項目は、医業収益に結びつく指標及び収支改善状況を把握できる指標を選択した。 平成20年度に経常収支及び総収支の黒字化を達成し、21年度以降も総収支の黒字化を維持する。 (経常黒字化の目標年度:20年度)					

				団体名 (病院名)	香川県(香川県立丸亀病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
救急患者受入数		277	365	365	365	365	単位:人
紹介率		15.5	13.2	13.2	13.2	13.2	単位:%
逆紹介率		39.1	29.9	29.9	29.9	29.9	単位:%
クリニカルパス適用率		4.2	10.0	20.0	40.0	50.0	単位:%
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期						
	民間的経営手法の導入	●平成23年度までに現業業務(調理、ボイラー、営繕等)について民間委託を検討					
	事業規模・形態の見直し	●平成19年度から地方公営企業法の全部適用を実施済。 ○平成19年度末に6病棟から5病棟へ移行済。 ○丸亀病院が担うべき医療機能に特化し、平成23年度末までに6病棟(平成19年度)から4病棟にダウンサイジングを行う。					
	経費削減・抑制対策	●患者数の動向、診療報酬の改定、他の優良病院等の配置人員等に基づき、病院ごと職種ごとの職員定数を見直して適正配置を行う(平成19年度以降) ○医療機能の特化と病棟の再編(6病棟から4病棟へ)(平成19年度以降) ●技能職員の給与水準の見直しを検討(平成21年度以降) ●国立病院機構等を参考に、標準職務や昇格基準の見直しについて検討(平成21年度以降)					
	収入増加・確保対策	○病床利用率向上のため、ベッドコントロール権限を明確化(看護部専任職員への一元化)(平成19年度実施) ○未収金回収強化対策として、休日臨戸や支払督促も含めた督促の強化(平成19年度実施) ○看護補助加算、精神科地域移行実施加算等の取得(平成19、20年度実施) ○社会復帰推進部の充実強化(PSWの増員等)を図る等により退院促進を行い、平均在院日数の短縮を図る(平成20年度実施) ○急性期治療病棟を設置し、急性期治療病棟入院料を取得(平成21年度以降)					
その他	●優秀な医師の確保・育成のため、医師の給与等勤務条件の改善(初任給調整手当の増額等)(平成20年度実施)、正規・嘱託ごとの定数管理から、医師総数への定数管理への見直し(平成20年度実施)、後期研修医の報酬改善(平成19年度実施) ●医師の能力、業績等を適正に評価できる評価システムを構築し、成果の勤勉手当や昇給へ反映(平成21年度以降) ○精神科認定看護師の育成(平成21年度以降) ○未利用公舎の売却(平成21年度以降)						
各年度の収支計画		別紙1のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	92.7%	18年度	91.2%	19年度	83.8%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	○平成16年度に許可病床数を350床から321床に変更(▲29床)済 ○平成19年度に1病棟を閉鎖し、5病棟に移行済。 ○平成21年度に許可病床数を321床から267床に変更(▲54床)予定。 ○平成23年度末までに思春期・ストレスケア病棟の改修工事を実施するとともに、1病棟を閉鎖(病床数を削減)し、4病棟に移行する予定。					

団体名 (病院名)	香川県(香川県立丸亀病院)
--------------	---------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	中讃保健医療圏には、下記の3つの自治体病院が開設されている。 ・香川県立丸亀病院(県立) 321床(精神321床) ・総合病院坂出市立病院(市立) 216床(一般216床) ・綾川町国民健康保険陶病院(町立) 63床(一般35床、療養28床)		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	県立病院として丸亀病院が担うべき精神医療の明確化を図るため、外部の有識者等で構成する「香川県立丸亀病院あり方検討委員会」を19年4月に設置し、検討を行った。なお、検討にあたっては、現在の丸亀病院の建物が昭和59年に完成しており、丸亀病院より経過年数の長い中央病院や白鳥病院を今後整備する予定であることや県財政が一層の厳しさを増していることから、今回の検討にあたっては丸亀病院の移転新築、現在地での建替を行わない範囲における検討を行った。 20年3月には、あり方検討委員会から丸亀病院の果たすべき役割と今後の方向性をまとめた意見書を受け取っており、丸亀病院は、精神科救急医療や精神科急性期医療に重点的に取り組み、新たに児童思春期精神医療やストレスケア医療に取り組むとともに、医療機能を特化することなどにより規模のダウンサイジングを図っていくことが必要であるとされている。 現在、意見書の方向性を具現化するため医療機能ごとの病床数や病棟の再編スケジュールなどについて具体的な整理・検討を行っているところであり、「県立病院中期経営目標」の最終年度である平成23年度までに、順次機能特化を進める予定である。		
経営形態見直しに係る計画	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成19年4月 平成20年3月 平成23年度末	<内容> あり方検討委員会の設置 あり方検討委員会からの意見書 意見書を具現化する期限(精神科救急医療、精神科急性期医療、児童思春期精神医療、ストレスケア医療への特化及び規模のダウンサイジング等)	
	経営形態の現況 (該当箇所には☑を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
経営形態見直しに係る計画	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所には☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 19年4月	<内容> 地方公営企業法の全部適用(中期経営目標の計画期間中は経営形態の変更は行わない)	<input type="checkbox"/> 民間譲渡
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	民間の有識者等で構成する「香川県立病院経営評価委員会」において、毎年度の決算と併せて「中期経営目標」や「中期実施計画」の取組状況の点検・評価を行う。		
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	「香川県立病院経営評価委員会」での審議を経て、毎年度9月末までに公表する。		
その他特記事項				

(別紙)

団体名 (病院名)	香川県(香川県立丸亀病院)
--------------	---------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
区分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
収	1. 医業収益 a	1,749	1,588	1,619	1,690	1,576	1,453
	(1) 料金収入	1,704	1,552	1,574	1,645	1,531	1,408
	(2) その他	45	36	45	45	45	45
	うち他会計負担金	18	17	17	17	17	17
	2. 医業外収益	960	867	815	741	741	741
	(1) 他会計負担金・補助金	952	841	808	734	734	734
	(2) 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0
	(3) その他	8	26	7	7	7	7
	経常収益(A)	2,709	2,455	2,434	2,431	2,317	2,194
	入	1. 医業費用 b	2,582	2,468	2,349	2,236	2,237
(1) 職員給与費 c		1,917	1,815	1,644	1,532	1,537	1,383
(2) 材料費		292	264	275	275	262	248
(3) 経費		281	295	333	329	335	314
(4) 減価償却費		85	91	91	94	97	100
(5) その他		7	3	6	6	6	6
2. 医業外費用		117	107	48	45	41	38
(1) 支払利息		92	84	23	20	16	13
(2) その他		25	23	25	25	25	25
経常費用(B)		2,699	2,575	2,397	2,281	2,278	2,089
出	経常損益(A)-(B) (C)	10	△ 120	37	150	39	105
	1. 特別利益(D)	0	1	0	0	0	0
	2. 特別損失(E)	4	2	2	2	2	2
	特別損益(D)-(E) (F)	△ 4	△ 1	△ 2	△ 2	△ 2	△ 2
純損益(C)+(F)	6	△ 121	35	148	37	103	
不良債務	累積欠損金(G)	△ 2,986	△ 3,107	△ 3,072	△ 2,924	△ 2,887	△ 2,784
	流動資産(ア)	263	247	254	265	248	229
不良債務	流動負債(イ)	71	60	66	63	63	58
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0
	差引不良債務(オ) {(イ)-(エ)} - {(ア)-(ウ)}	△ 192	△ 187	△ 188	△ 202	△ 185	△ 171
単年度資金不足額(※)	16	5	△ 1	△ 14	17	14	
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	100.4%	95.3%	101.5%	106.6%	101.7%	105.0%	
不良債務比率 $\frac{(オ)}{(ア)} \times 100$	-11.0%	-11.8%	-11.6%	-12.0%	-11.7%	-11.8%	
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	67.7%	64.3%	68.9%	75.6%	70.5%	70.8%	
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	109.6%	114.3%	101.5%	90.7%	97.5%	95.2%	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	0	0	0	0	0	0	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0	0	0	0	0	0	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	0	0	0	0	0	0	
病床利用率	91.2%	83.8%	81.1%	97.5%	89.1%	95.0%	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名 (病院名)	香川県(香川県立丸亀病院)
--------------	---------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 企業債	63	1,030	43	43	43	7
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計負担金	13	108	157	156	158	160
	4. 他会計借入金	4	2	7	7	7	1
	5. 他会計補助金	6	8	7	6	6	5
	6. 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0
	7. その他	0	0	0	0	0	0
入	収入計 (a)	86	1,148	214	212	214	173
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0
	純計(a)-(b)+(c) (A)	86	1,148	214	212	214	173
支	1. 建設改良費	66	21	50	50	50	8
	2. 企業債償還金	147	1,175	227	228	229	234
	3. 他会計長期借入金返還金	11	12	12	4	4	4
	4. その他	1	0	0	0	0	0
	支出計 (B)	225	1,208	289	282	283	246
差引不足額 (B)-(A) (C)		139	60	75	70	69	73
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	139	60	75	70	69	73
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0
	計 (D)	139	60	75	70	69	73
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)		0	0	0	0	0	0
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)		0	0	0	0	0	0
実質財源不足額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	(132)	(107)	(74)	(0)	(0)	(0)
資本的収支	970	858	825	751	751	751
	(6)	(8)	(7)	(6)	(6)	(5)
	19	116	164	162	164	165
合計	(138)	(115)	(81)	(6)	(6)	(5)
	989	974	989	913	915	916

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

(別紙)

団体名 (病院名)	香川県(全病院)
--------------	----------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医業収益 a	16,429	16,461	17,029	17,166	17,862	17,893
	(1) 料 金 収 入	15,168	15,212	15,848	15,987	16,673	16,700
	(2) そ の 他	1,261	1,249	1,181	1,179	1,189	1,193
	うち他会計負担金	658	567	567	567	567	567
	2. 医業外収益	3,373	2,908	2,702	2,256	2,260	2,295
	(1) 他会計負担金・補助金	2,903	2,417	2,307	1,861	1,865	1,900
	(2) 国(県)補助金	131	114	133	133	133	133
	(3) そ の 他	339	377	262	262	262	262
	経常収益(A)	19,802	19,369	19,731	19,422	20,122	20,188
	入	1. 医業費用 b	20,035	19,533	19,266	18,576	19,069
(1) 職員給与費 c		12,059	11,586	11,069	10,520	10,710	10,890
(2) 材 料 費		4,164	3,995	4,073	4,061	4,167	4,155
(3) 経 費		2,786	2,804	2,923	2,840	2,909	2,905
(4) 減価償却費		912	1,034	1,079	1,036	1,164	1,167
(5) そ の 他		114	114	122	119	119	119
2. 医業外費用		663	619	550	568	601	647
(1) 支払利息		287	278	196	219	244	293
(2) そ の 他		376	341	354	349	357	354
経常費用(B)		20,698	20,152	19,816	19,144	19,670	19,883
経常損益(A)-(B)(C)		△ 896	△ 783	△ 85	278	452	305
特別損益	1. 特別利益(D)	73	17	0	0	0	0
	2. 特別損失(E)	111	114	505	733	79	79
	特別損益(D)-(E)(F)	△ 38	△ 97	△ 505	△ 733	△ 79	△ 79
純 損 益 (C)+(F)		△ 934	△ 880	△ 590	△ 455	373	226
累 積 欠 損 金 (G)		△ 11,185	△ 12,065	△ 12,655	△ 13,110	△ 12,737	△ 12,511
不 良 債 務	流動資産(ア)	6,677	5,274	4,391	4,812	6,055	7,005
	流動負債(イ)	2,966	2,445	2,126	1,795	2,009	2,035
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0
差引不良債務(オ) [(イ)-(エ)]-[(ア)-(ウ)]	△ 3,711	△ 2,829	△ 2,265	△ 3,017	△ 4,046	△ 4,970	
単年度資金不足額(※)		1,340	882	564	△ 752	△ 1,029	△ 924
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		95.7%	96.1%	99.6%	101.5%	102.3%	101.5%
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		-22.6%	-17.2%	-13.3%	-17.6%	-22.7%	-27.8%
医業収支比率 $\frac{(c)}{b} \times 100$		82.0%	84.3%	88.4%	92.4%	93.7%	93.0%
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		73.4%	70.4%	65.0%	61.3%	60.0%	60.9%
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額(H)		0	0	0	0	0	0
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$		0	0	0	0	0	0
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率		0	0	0	0	0	0
病 床 利 用 率		-	-	-	-	-	-

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名 (病院名)	香川県(全病院)
--------------	----------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企 業 債	2,500	1,867	3,148	3,471	4,165	8,142	
	2. 他 会 計 出 資 金	27	2	0	57	0	0	
	3. 他 会 計 負 担 金	478	734	957	982	880	921	
	4. 他 会 計 借 入 金	89	25	68	217	60	54	
	5. 他 会 計 補 助 金	191	193	186	158	123	108	
	6. 国 (県) 補 助 金	38	18	0	0	0	0	
	7. そ の 他	3	28	0	0	0	0	
	収 入 計 (a)	3,326	2,867	4,359	4,885	5,228	9,225	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	
	純計(a)-(b)+(c) (A)	3,326	2,867	4,359	4,885	5,228	9,225	
	支 出	1. 建 設 改 良 費	2,634	965	3,216	3,745	4,225	8,196
		2. 企 業 債 償 還 金	1,151	2,031	1,418	1,500	1,366	1,459
		3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	987	1,005	1,159	157	111	131
4. そ の 他		15	7	0	0	0	0	
支 出 計 (B)		4,787	4,008	5,793	5,402	5,702	9,786	
差 引 不 足 額 (B)-(A) (C)	1,461	1,141	1,434	517	474	561		
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,461	1,113	1,434	517	474	561	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	28	0	0	0	0	
	4. そ の 他	0	0	0	0	0	0	
	計 (D)	1,461	1,141	1,434	517	474	561	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0		
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0		
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0		

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 益 的 収 支	(737)	(584)	(474)	(7)	(7)	(7)
	3,561	2,984	2,874	2,428	2,432	2,467
資 本 的 収 支	(191)	(193)	(186)	(158)	(123)	(108)
	696	929	1,143	1,197	1,003	1,029
合 計	(928)	(777)	(660)	(165)	(130)	(115)
	4,257	3,913	4,017	3,625	3,435	3,496

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。